

「協会の従業員に関する規則」第4章に規定する不都合行為者の取扱いに係る手続に関する細則

(平 22. 5.18)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この細則は、「協会の従業員に関する規則」(以下「規則」という。)第4章に規定する不都合行為者の取扱いに係る手続に関し、必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 不都合行為者決定
規則第12条第1項に規定する不都合行為者として取り扱うことの決定をいう。
- 2 弁明の手続
規則第13条に規定する弁明の手続をいう。
- 3 不服の申立て
規則第13条の4第1項及び第2項に規定する不服の申立てをいう。
- 4 解除の申請
規則第14条に規定する不都合行為者としての取扱いの解除の申請をいう。
- 5 従業員等
協会の従業員又は従業員であった者をいう。
- 6 提出協会員
従業員等の不都合行為者としての取扱いの原因となる事故に関して規則第10条に規定する事故顛末報告書を提出した協会員又は規則第13条第3項に規定する協会員をいう。
- 7 当事者
不都合行為者として取り扱われている又は取り扱われることとなっている従業員等及びその提出協会員をいう。

第 2 章 弁明の手続

(弁明通知書)

第 3 条 規則第13条第2項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「弁明通知書」という。)により行う。

- 1 不都合行為者として取り扱おうとする従業員等の氏名
 - 2 予定される不都合行為者決定の内容及び根拠となる規則の条項
 - 3 予定される不都合行為者決定の原因となる事実
 - 4 弁明の手続に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- 2 前項の弁明通知書においては、次に掲げる事項を教示する。
- 1 当事者は、次条第1項の弁明書を弁明通知書が到達した日から14日以内に、本協会に提出しなければならないこと。

- 2 当事者は、弁明の期日の開催を求めることができること、及び、弁明の期日の開催を求める場合は、前号の弁明書の提出に際し、その旨を記載した書面を提出しなければならないこと。
- 3 当事者は、弁明の手続が終結する時までの間、当該弁明の手続に係る事案に関する規則第 10 条第 1 項に規定する事故顛末報告書又は規則第 11 条第 4 項に規定する認定資料及びその添付書類並びに規則第 11 条第 2 項に規定する証拠書類等の閲覧を求めることができること。

(弁明書等の提出)

第 4 条 前条の弁明通知書を受領した当事者は、当該弁明通知書が到達した日から 14 日以内に、次に掲げる事項を記載した書面（以下「弁明書」という。）を本協会に提出しなければならない。

- 1 前条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項に対する認否
- 2 前条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項に対する主張
- 2 前条の通知が従業員等に到達しなかった場合において、当該従業員等が、自らが不都合行為者としての取扱いが予定されていることを知ったときは、当該通知と同一内容の通知が提出協会員に到達した日から 30 日（提出協会員に到達していないときは、本協会が発送した日から 60 日）以内に、本協会に弁明書を提出することができる。
- 3 当事者は、前 2 項の弁明書の提出に際し、弁明の期日の開催を書面により求めることができる。

(弁明の期日)

第 5 条 本協会は、前条第 3 項の規定により当事者のいずれかから弁明の期日の開催を求められた場合、弁明の期日を決定し、弁明の期日及び場所を記載した書面を当事者に通知する。

- 2 当事者は、弁明の期日が開催される場合には、弁明の期日に出席しなければならない。

(代理人)

第 6 条 当事者は、代理人を選任することができる。ただし、提出協会員にあつては、内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者（「協会の内部管理責任者等に関する規則」に規定する内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者をいう。第 17 条第 1 項において同じ。）に限り代理人とすることができる。

- 2 前項の代理人は、当該代理人を選任した当事者のために、弁明の手続に関する一切の行為をすることができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を本協会に届け出なければならない。

(鑑定人)

第 7 条 主宰者（第 9 条第 1 項に基づき指名された者をいう。以下同じ。）は、当事者の申立てにより又は職権で、学識経験を有する者等（以下「鑑定人」という。）に鑑定を依頼することができる。

(文書等の閲覧)

第 8 条 当事者は、弁明の手続が終結する時までの間、本協会に対し、当該弁明の手続に係る事案に関する規則第 10 条第 1 項に規定する事故顛末報告書又は規則第 11 条第 4 項に規定する認定資料及びその添付書類並びに規則第 11 条第 2 項に規定する証拠書類等の閲覧を求めることができる。この場合において、本協会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときを除き、その閲覧を拒むことができない。

- 2 前項の規定は、当事者が弁明の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧をさらに求めることを妨げない。
- 3 本協会は、前 2 項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(弁明の手續の主宰)

第 9 条 弁明の手續は、本協会が指名する本協会の役職員が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、弁明の手續を主宰することができない。

- 1 当該弁明の手續における当事者
- 2 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
- 3 第 1 号に規定する者の代理人又は次条第 3 項に規定する補佐人
- 4 前 2 号に規定する者であったことのある者
- 5 第 1 号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

(弁明の期日における審理の方式)

第 10 条 主宰者は、最初の弁明の期日の冒頭において、本協会の職員に、予定される不都合行為者決定の内容及び根拠となる規則の条項並びにその原因となる事実を弁明の期日に出席した者に対し説明させるものとする。

2 当事者は、弁明の期日に出席して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て本協会の職員（主宰者が鑑定人に弁明の期日への出席を求める場合は、当該鑑定人を含む。）に対し質問を発することができる。

3 当事者は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに弁明の期日に出席することができる。

4 主宰者は、弁明の期日において必要があると認めるときは、当事者に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は本協会の職員に対し説明を求めることができる。

5 主宰者は、弁明の期日に出席した者に対し、弁明書及び証拠書類等を示すことができる。

6 主宰者は、当事者のいずれかが出席しないときは、弁明の期日における審理を行うことができない。ただし、主宰者が、提出協会員が出席できない特段の事情があると認めるときはこの限りでない。

7 弁明の期日における審理は、本協会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(続行期日の指定)

第 11 条 主宰者は、弁明の期日における審理の結果、なお弁明の期日を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者に対し、あらかじめ、次回の弁明の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、弁明の期日に出席した当事者に対しては、当該弁明の期日においてこれを告知すれば足りる。

(当事者の欠席の場合における弁明の手續の終結)

第 12 条 主宰者は、当事者のいずれかが正当な理由なく弁明の期日に出席しない場合には、当該者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、弁明の手續を終結することができる。

(弁明の調書及び報告書)

第 13 条 主宰者は、弁明の手續の経過を記載した調書を作成し、当該調書において不都合行為者決定の原因となる事実に対する当事者及び鑑定人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 前項の調書は、弁明の期日が開催された場合は各期日ごとに、速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、弁明の手續の終結後速やかに、不都合行為者決定の原因となる事実に対する当事者の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第 1 項の調書とともに本協会に報告しなければならない。

4 当事者は、第 1 項の調書の閲覧を求めることができる。

(弁明の手續の再開)

第 14 条 本協会は、弁明の手續の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第 3 項の規定により提出された報告書を返戻して弁明の手續の再開を命ずることができる。なお、第 11 条第 2 項本文の規定は、この場合について準用する。

第 3 章 不都合行為者決定通知

(不都合行為者決定通知書)

第 15 条 規則第 13 条の 2 の不都合行為者として取り扱うことを決定した場合の通知は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「不都合行為者決定通知書」という。）により行う。

- 1 不都合行為者として取り扱うことを決定した従業員等の氏名
 - 2 不都合行為者決定の内容及び根拠となる規則の条項
 - 3 不都合行為者決定の年月日
 - 4 不都合行為者決定の原因となる事実
- 2 前項の不都合行為者決定通知書においては、次に掲げる事項を教示する。
- 1 当事者は、不都合行為者決定の内容について、通知が到達した日から 14 日以内に、定款第 76 条の 3 に規定する不服審査会に不服の申立てができること。
 - 2 当事者は、前号の不服の申立てを行う場合には、次条第 1 項に規定する不服申立書を提出することにより行わなければならないこと。
 - 3 通知が従業員等に到達しなかった場合において、当該従業員等が、自らが不都合行為者として取り扱われることとなったことを知ったときは、当該通知と同一内容の通知が提出協会員に到達した日から 30 日（提出協会員に到達していないときは、本協会が発送した日から 60 日）以内に、不服審査会に不服の申立てを行うことができること。
- 3 規則第 13 条の 2 の不都合行為者として取り扱わないことを決定した場合の通知は、その旨を記載した書面により行う。

第 4 章 不服の手續

(不服の申立て)

第 16 条 不服の申立ては、不服の申立てを行う従業員等又は提出協会員（以下「不服申立者」という。）が、次に掲げる事項を記載した書面（以下「不服申立書」という。）を不服審査会に提出することにより行わなければならない。

- 1 不服申立者が従業員等である場合は、当該従業員等の氏名、生年月日及び住所
 - 2 不服申立者が提出協会員である場合は、当該提出協会員の商号及び所在地並びに不都合行為者決定通知書において不都合行為者として取り扱うこととされた従業員等の氏名、生年月日及び住所
 - 3 不都合行為者決定の内容及び年月日
 - 4 不都合行為者決定通知書を受領した年月日
 - 5 不都合行為者決定に対する不服の趣旨及び理由
 - 6 不服の申立ての年月日
- 2 不服申立書には、不都合行為者決定通知書の写しを添付しなければならない。
- 3 不服申立書には、第 1 項第 5 号の理由に係る証拠書類等を添付することができる。

- 4 不服審査会は、不服申立者が従業員等である場合は提出協会員に対し、不服申立者が提出協会員である場合は従業員等に対し、当該不服申立てが行われた旨を通知する。

(代理人)

第 17 条 不服の申立てに係る当事者は、代理人を選任することができる。ただし、提出協会員にあつては、内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者に限り代理人とすることができる。

- 2 前項の代理人は、当該代理人を選任した当事者のために、不服の申立てに関する一切の行為をすることができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を不服審査会に届け出なければならない。

(不服審査の結果通知)

第 18 条 規則第13条の 5 第 1 項の不服審査において不服に理由があると認められた場合の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

- 1 不服審査に係る従業員等の氏名
 - 2 不服に理由があると認められた旨及びその理由並びにその決定の年月日
 - 3 不服審査に係る不都合行為者決定について規則第 13 条の 6 の再審査を行わせる旨
- 2 不服審査において不服に理由がないと認められた場合の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。
- 1 不服審査に係る従業員等の氏名
 - 2 不服に理由がないと認められた旨及びその理由並びにその決定の年月日
 - 3 前 2 項の通知においては、当事者は、不服審査の結果について不服の申立てをすることができないことを教示する。

(再審査の結果通知)

第 19 条 規則第13条の 6 第 1 項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

- 1 再審査に係る従業員等の氏名
 - 2 再審査の結果及び理由並びにその決定の年月日
- 2 前項の通知においては、当事者は、再審査の結果について不服の申立てをすることができないことを教示する。

(再弁明の手続)

第 20 条 規則第13条の 6 第 5 項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

- 1 再審査において、規則第 13 条の 6 第 4 項の再弁明の手続を行う旨
 - 2 再審査に係る不都合行為者決定の内容及び年月日
 - 3 第 18 条第 1 項第 2 号の決定の年月日
 - 4 再弁明の手続に係る従業員等の氏名
 - 5 再弁明の期日及び場所
 - 6 再弁明の手続に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- 2 前項の通知においては、当事者は、再弁明の手続が終結する時までの間、当該再弁明の手続に係る事案に関する規則第10条第 1 項に規定する事故類末報告書又は規則第11条第 4 項に規定する認定資料及びその添付書類並びに規則第11条第 2 項に規定する証拠書類等の閲覧を求めることができることを教示する。

- 3 第5条第2項及び第6条から第14条の規定は、再弁明の手續において、準用する。この場合において、これらの規定中「弁明」とあるのは「再弁明」と読み替えるものとする。

第 5 章 解 除

(解 除)

第 21 条 解除の申請は、協会員又は本協会が不都合行為者として取り扱っている者（以下「解除申請者」という。）が、次に掲げる事項を記載した書面（以下「不都合行為者取扱解除申請書」という。）を本協会に提出することにより行わなければならない。

- 1 解除申請者が従業員等である場合は、当該従業員等の氏名、生年月日及び住所
 - 2 解除申請者が協会員である場合は、当該協会の商号及び所在地並びに本協会が不都合行為者として取り扱っている従業員等の氏名、生年月日及び住所
 - 3 不都合行為者決定の内容及び年月日
 - 4 解除の申請の理由
 - 5 解除の申請の年月日
- 2 不都合行為者取扱解除申請書には、前項第4号の理由に係る証拠書類等を添付することができる。

(解除申請の結果通知)

第 22 条 規則第15条第2項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

- 1 解除の申請に係る従業員等の氏名等
- 2 規則第15条第1項の審査の結果及びその理由

第 6 章 雑 則

(費 用)

第 23 条 第2章から前章までに規定する手續の費用は、次の各号に掲げるものを除くほか、当事者、不服申立者又は解除申請者の負担とする。

- 1 弁明の期日及び再弁明の期日に係る会場の費用
- 2 弁明の手續及び再弁明の手續において主宰者が職権で依頼した鑑定に係る費用
- 3 本協会及び不服審査会が文書の通知に要した費用

(協会の役員に対する準用)

第 24 条 この細則の規定は、会員の役員（外国法人については、いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対して役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）、特定業務会員の定款第5条第2号イ又はロに掲げる業務を担当する役員及び特別会員の登録金融機関業務を担当する役員について準用する。

付 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

付 則 (平26. 3.18)

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 6 号、第 3 条第 2 項第 3 号、第 8 条第 1 項及び第 20 条第 2 項については、この改正の施行の前日に発生した事故に係るものについても適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第 2 条第 6 号、第 3 条第 2 項第 3 号、第 4 条第 2 項、第 8 条第 1 項、第 15 条第 2 項第 1 号、同項第 3 号及び第 20 条第 2 項を改正。

付 則 (平 27. 6. 30)

この改正は、平成 27 年 6 月 30 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第 24 条を改正。